特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	子ども医療費助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
御浜町は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
御浜町長

公表日
令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	御浜町医療費助成に関する条例（平成18年第25号）の規定に基づき、町長が受給資格者として認めた障害者に対し、その医療費の一部を助成する。 特定個人情報ファイルは、以下に掲げる事務において使用する。 （1）受給資格認定申請の受理、審査及び結果の通知 （2）福祉医療費の受給申請の受理、審査、支給 （3）医療費助成の実績の記録及び管理 （4）住所、氏名その他の規則で定める事項を変更したときの届出の受理、その届出に係る事実の審査又はその届出に対する応答に関する事務 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	宛名・口座システム、福祉医療費助成システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、Public　Medicual　Hub（PMH）

2. 特定個人情報ファイル名
障害者医療費助成ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条2項 2. 御浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第1項、別表第一第1項 3. 番号法第19条6号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条14号（規則連携） 2. 御浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第1項、別表第一第1項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	特命監

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1　05979-3-0505

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課　519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1　05979-3-0515

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人未満（任意実施）　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属	健康福祉課長　下川　博愛	健康福祉課長	事後	
令和1年6月18日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数　いつ時点の計	2015/9/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月18日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数　いつ時点の計	2015/9/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和7年8月15日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	規則第14条等に基づく修正
令和7年8月15日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取込者	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	規則第14条等に基づく修正
令和7年8月15日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	記載なし	十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和7年8月15日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら	記載なし	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和8年10月9日	すべての項目	―	―	事前	標準準拠システムへの移行に伴う全面見直し